

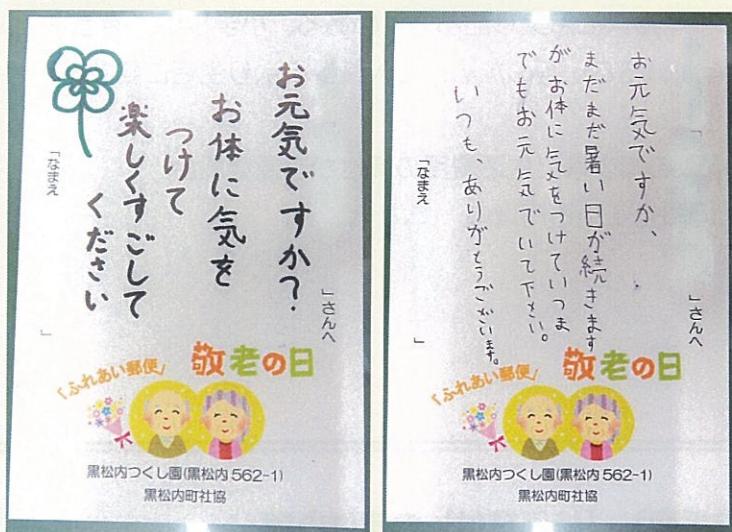
# くうまつなない

# 社協だより 89

2020年11月

～広げよう支えあい！つなごう地域の力！～

## 「ふれあい郵便事業」を行いました！（ふれあいのまちづくり事業）

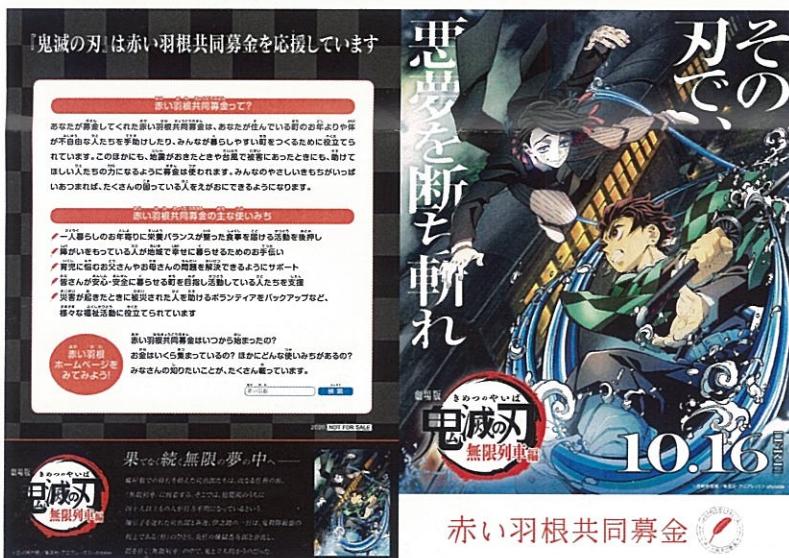


ふれあい郵便事業は、高齢者の方との貴重な交流機会の創出や、子供たちに福祉活動へ興味を持つてもらうきっかけづくりを目的として実施しております。

黒松内つくし園の子供たちから、敬老の日にあわせて、高齢者の皆様へ体調を思いやる言葉など様々なメッセージが書かれたハガキが送られました。

ハガキを受け取った方からは、「元気にして下さい」というメッセージがすぐ嬉しかったです。早速お礼の返信をします」といつた喜びの声を頂戴しました。

## 劇場版「鬼滅の刃」無限列車編×赤い羽根共同募金



©吾峠呼世晴／集英社・アニプレックス・ufotable

この広報は赤い羽根共同募金の配分金で作成しています。

10月16日から公開されております劇場版「鬼滅の刃」無限列車編と赤い羽根共同募金がコラボレーションしました。

北海道内各地にポスターが掲出されほか、黒松内町共同募金委員会では、左記のイラストのコラボクリアファイルを、300円以上の募金のお礼として一枚進呈致します。

数に限りがございますので、ご希望の方はお早めにご用命願います。



## 生活福祉資金 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について

### 緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- ・貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付限度額 以下の①～⑥に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内
  - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
  - ② 世帯員に要介護者がいる場合
  - ③ 4人以上の世帯である場合
    - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
    - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
  - ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
  - ⑥ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内
- ・据置期間 貸付の日から1年以内
- ・償還期間 据置期間終了後2年以内
- ・貸付利子 無利子
- ・受付窓口 黒松内町社会福祉協議会

### 総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

- ・貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ・貸付限度額 単身世帯：月15万円以内 2人以上：月20万円以内
- ・貸付期間 原則3か月以内
- ・据置期間 貸付の日から1年以内
- ・償還期間 据置期間終了後10年以内
- ・貸付利子 無利子
- ・その他 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申込みは、原則、郵送で受け付けます。  
北海道社会福祉協議会ホームページより申請書類をダウンロードし、必要書類と併せ、  
黒松内町社会福祉協議会にお送りください。

◆緊急小口資金（特例貸付）・総合支援資金（特例貸付）は、令和2年12月末まで受付けます。

◆今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますとしています。

### 特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）に関する問合せ

フリーダイヤル **0120-321760** 受付時間 9:00～18:00（※土日・祝日を含む）  
実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 **TEL:011-241-3976（代表）**

## 成年後見制度（法定後見制度）の利用について

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない方の預貯金の管理（財産管理）や日常生活での様々な契約などの法律行為（身上保護）を支援していく制度です。



### ●法定後見制度の種類（類型）と支援内容

種類	後見	保佐	補助
利用できる人	日常生活で判断能力がほとんどない人	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人	日常生活で、判断能力が不十分な人
支援者	成年後見人	保佐人	補助人
支援者が与えられる権限	代理権	本人が行う全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家裁が定めた法律行為
	同意権・取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為

代理権・・・成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行う権限。

同意権・・・本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるということ。

取消権・・・成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取消せる権限です。

### ●利用について

法定後見制度を利用するには、お住まいの地域を管轄する家庭裁判所へ申立をしなければなりません。申立ができる人は以下のような人です。

**申立人・・・本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長、検察官など**

申立てが家庭裁判所によって審理され、成年後見人等が選任されましたら、被後見人等（利用者）への支援が開始されます。

●成年後見制度利用についてのご相談は、黒松内町生活サポートセンター（黒松内町社会福祉協議会）まで

## 秋のバス旅行(独居高齢者外出支援事業)

10月12日・19日の2日間にわたり、社協の安否確認事業の利用者の方を対象としたバス旅行を実施しました。

今年度の春のバス旅行は、新型コロナ感染状況を鑑み中止としましたが、秋は感染予防を心がけ、少人数で昼食の時間を設けず2回に分けることなどにより、感染予防対策を徹底して実施しました。

今回の目的地はハ雲町で、皆さんは買物などを楽しまれたようです。

参加者の皆様はコロナ禍の中、外出の機会がめっきり減ってしまったと思われますので、よいストレス発散の機会となつたのではないでしょうか。



### 後志地区老人クラブ連合会会長表彰について

今年度は本町から、後志地区

老人クラブ連合会会長表彰を5名の功労者の方が受賞されました。新型コロナ感染拡大防止のため、授与式が行われる後志地区老人クラブ大会が中止となりました。

そのため、各単位老人クラブ例会の席で、本会より賞状を授与させていただきました。

受賞者の皆さん、おめでとうございます。

### ふれあいゲーム大会中止のお知らせ

例年11月に後志リハビリセンターにおいて開催しております、「ふれあいゲーム大会」につきましては、参加者皆様の健康と安全を第一に考え、今年度は中止とさせていただきましたことをお知らせ致します。



上のQRコードをスマートフォン等で読み取ると、黒松内町社協のホームページをご覧いただけます。

### あたたかいご寄附 ありがとうございます

#### ●地域福祉推進に

・後志リハビリセンター 様

#### ●香典返しとして

・増田 弘 様 ・木葉 京子 様

【令和2年8月～9月】

**【保健福祉センター 1階】**

保健福祉課 保健福祉グループ	保健福祉課 医療福祉 グループ	保健福祉課 地域包括支援センター
保健福祉課 保健福祉グループ	保健福祉課 医療福祉 グループ	保健福祉課 社会福祉協議会
保健福祉課 保健福祉グループ	保健福祉課 医療福祉 グループ	保健福祉課 社会福祉協議会

■悩みごと・困りごとはありませんか？  
日常生活の困りごと等お気軽にご相談ください。  
社会福祉法人 黒松内町社会福祉協議会  
寿都郡黒松内町字黒松内 586-1  
黒松内町保健福祉センター内  
電話：(0136) 72-3124 FAX：(0136) 72-3838  
E-mail : kuro-shakyo@festa.ocn.ne.jp  
HP : <https://kuro-shakyo.sakura.ne.jp/>

※年末年始は12月31日（木）～1月5日（火）まで、保健福祉センターは休館となっております。